

別添 5

う蝕に係る疾病リスク低減表示について

う蝕に係る疾病リスク低減表示については、プラーク pH の低下及びそれによる歯の脱灰が直接の原因となり連続性を持ってう蝕に至るというう蝕の特殊性を踏まえ、以下に示す考え方により申請を行うものとする。申請手続や申請における留意事項等については、別添 1 及び別添 2 に従うこと。なお、本文書で用いられる略語は別添 1 及び別添 2 によることとする。

- ・ 保健の用途の表示及び摂取をする上での注意事項については、別表に掲げる内容を基本として、申請食品の関与成分、摂取対象者、有効性等に応じたものとする。
- ・ 関与成分については、プラーク pH の低下を抑制する成分、歯の耐酸性を向上する成分又は再石灰化を促す成分であること。
- ・ 申請食品は、発酵性糖質を含まず、主に間食として利用される食品であること。
- ・ 関与成分の疾病リスク低減効果が医学的・栄養学的に確立されたものを証する資料として、プラーク pH の変化、脱灰及び再石灰化の程度等を評価指標とし、食品又は関与成分の摂取により脱灰が抑制されることを明らかにした資料を利用できること。

別表

保健の用途の表示	摂取をする上での注意事項
<p>間食として糖分やでんぷんの多い食品を頻繁に食べると、むし歯が促進されます。[また、乳歯がむし歯になると永久歯もむし歯にかかりやすいと言われていいます。] ※¹この食品は、むし歯の原因となる発酵性糖質を含んでおらず、この食品に含まれる○○※²は、《むし歯の原因となる△△を××するため、》※³ [お子様の] ※¹むし歯のリスクを減らす可能性があります。</p>	<p>本品を過剰に摂取してもむし歯になるリスクがなくなるわけではなく、また本品は歯みがきの代わりになるものではありません。むし歯を防いで、健康な歯を維持するためには、規則正しい食生活、食後の歯みがきなどの習慣を身につけた上で、定期的な歯科健診が大切です。</p>

※1 []内は、未成年を対象とした食品に表示する。

※2 ○○は、関与成分の名称を表示する。

※3 《》内は、プラーク pH の変化、脱灰及び再石灰化の程度等を評価指標とした場合に、当該評価指標の変動に関する説明を表示する。